私たちのまち 雲南市のまちづくり基本条例

シリーズ⑨

10月26日、9回目となるまちづくり推進懇話会議が開催され、提言へ向けて素案の作成が行われました。

前文については、前文検討チームにより作成された素案をもとに意見交換が行われました。

○雲南市の魅力が簡潔にまとめられていて良い。

○市民が主役、協働のまちづくりが基本であることが伝わる。

本文についての意見交換では、これまでの意見を集約し、市民の権利や市民と行政の役割や責務を、次のとおり素案として盛り込む方向となりました。

市民

○まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を持つ。

○まちづくりに関する情報について、知る権利を持つ。

○一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、主体的にまちづくりに参加する。

○お互いを認め合い、自らの発言と行動に対して責任を持つこと。

○子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を持つ。

○「誇りを次世代へ継承する」ということも、責務として盛り込んではどうか。

行政

○計画的かつ効率的な行政運営に取り組まなければならない。

○協働や市民活動の連携が図られるように努めなければならない。

○地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりに務めなければならない。

会議の内容は「市報うんなん」や「市ホームページ」で随時お知らせすることとしておりますので、基本条例やまちづくりに関し、自由なご意見をお聞かせください。

なお、会議は公開しておりますので、ご覧になりたい方は事前にご連絡ください。

政策企画部政策推進課
☎0854-40-1011

前文

私たちの愛する雲南市には、

清らかな水と緑の　「豊かな自然」

銅鐸やたたらをはじめとした　「誇るべき歴史遺産」

恵まれた風土によって育まれた　「豊かな食文化」

世代を越えた　「地域の和」　などの

たくさんの恵みがあります。

私たちは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきた、この恵みを大切にしながら、「誰もが心豊かに暮らせるまちづくり」をすすめます。

まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。

ここに、市民、議会、及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。

推進懇話会議委員の声

藤原　博さん（掛合町）

雲南市は自然が豊かで、誇るべき文化や遺産もたくさんあります。それを次世代へ引き継いでもらえるよう、今この地で生活している私達が、それぞれの立場で何をすべきか意識すること、そして政策や事業に参画することが大切です。「まちづくり」とは「ひとづくり」だと思います。

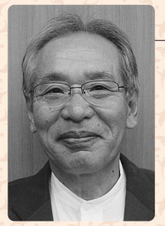

矢壁敏宏さん（大東町）

わたしたちが愛する雲南市・『誰もが心豊かに暮らせるまち』をめざし、市民が主役のまちづくりをすすめるために、まちづくり基本条例が地域を活かし、人を活かす大いなる推進力となるよう市民の立場で提案します。

広　告　枠

雲南市からのお知らせ

おめでとうございます

◎叙勲受章

旭日双光章

保健衛生功労により
陶山吉朗さん（三刀屋町）

◎総務大臣表彰

監査事務功労により
安部和雄さん（大東町）
細貝正幸さん（加茂町）

統計調査功労により
稲村文男さん（三刀屋町）
長妻　勉さん（大東町）

◎厚生労働大臣表彰

社会福祉功労により
細木榮悦さん（木次町）

統計調査功労により
島根三洋電機株式会社

◎国土交通大臣表彰

自動車関係功労により
松本　昌さん（木次町）

12月4日～10日は「人権週間」です！

雲南市人権センター
☎0854-42-1767

毎日の生活の中で人権問題と感じたり、法律上どのようになるかわからず困っているという方は、松江地方法務局雲南支局（☎0854-42-5210）または、お近くの人権擁護委員にご相談ください。

12月4日～10日の人権週間には、各地で特設人権相談所（無料・秘密厳守）が開設されますので、お気軽にご利用ください。

雲南市内の人権擁護委員のみなさんです。

（12月1日現在、敬称略）

蓮岡　法暲（大東町岡村）
太田多美子（大東町新庄）
内田　慶子（加茂町立原）
田中　久隆（加茂町加茂中）
陶山　文江（木次町寺領）
宇都宮敏章（木次町東日登）
藤原　豊善（三刀屋町中野）
西村三千世（三刀屋町三刀屋）
吉長　雅昭（吉田町吉田）
堀江　光義（吉田町曽木）
藤飛　昭憲（掛合町松笠）
佐野　紀子（掛合町掛合）

税源移譲に伴う個人住民税の減額措置

税務課
☎0854-40-1034

所得変動に対する経過措置

税源移譲により、平成19年度の住民税（平成18年中の所得で計算）が増えた分は、平成19年の所得税（平成19年中の所得で計算）が減るため、税負担は基本的には変わらないことになります。しかし、退職などで平成19年中の所得が大きく下がり所得税がかからなくなった場合は、所得税で税負担の調整ができなくなります。そこで、平成19年中の所得が減って所得税が課されなくなった方に限り、平成19年度の住民税を税源移譲前の税率で計算した額まで減額する経過措置が設けられました。この適用を受けるためには、平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市町村へ、平成20年7月1日から7月31日までの間に「市町村民税道府県民税　減額申告書」を提出する必要があります。

住宅ローン控除

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）は所得税から控除されますが、税源移譲によって所得税額が減った結果、住宅ローン控除限度額を所得税から控除しきれなくなる場合があります。そこで、平成11年から平成18年までに入居され、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除する減額措置が設けられました。この適用を受けるためには、毎年3月15日まで（平成20年は3月17日まで）に「市町村民税道府県民税　住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要があります。

①所得税の確定申告をされない方は、源泉徴収票を添付して市町村へ提出

②所得税の確定申告をされる方は、確定申告書とともに税務署へ提出

※いずれも申告が必要となりますが、具体的な手続き等につきましては今後ホームページ、市報などでお知らせします。

広　告　枠